

# 野田市水防計画 (本編)

令和6年4月

野 田 市



## 目 次

第1章 総則	1
1-1 目的	1
1-2 用語の定義	1
1-3 水防の責任等	3
1-4 野田市水防計画作成及び変更	5
1-5 安全配慮	5
第2章 水防組織	7
2-1 水防本部	7
2-2 水防本部の配備体制	11
2-3 水防団	13
第3章 重要水防箇所	16
第4章 予報及び警報	18
4-1 気象庁が行う予報及び警報	18
4-2 洪水予報河川における洪水予報（利根川・江戸川）	20
4-3 水位周知河川における水位到達情報（利根運河）	24
4-4 水防警報	26
4-5 市が行う避難情報等	28
第5章 気象予報等の情報収集	30
第6章 水門等の操作	33
6-1 水門等	33
6-2 操作の連絡	33
6-3 連絡系統	33
第7章 水防施設及び輸送	34
7-1 水防倉庫及び水防資器材	34
7-2 輸送の確保	34
第8章 水防活動	35
8-1 水防配備	35
8-2 巡視及び警戒	38
8-3 水防作業	39
8-4 緊急通行	39
8-5 警戒区域の指定	39
8-6 避難のための立退き	39
8-7 決壊・漏水等の通報及びその後の措置	39
8-8 水防配備の解除	40
第9章 水防信号	41

第10章 協力及び応援	42
10-1 国（河川事務所）との連携	42
10-2 企業（地元建設業等）との連携	43
10-3 警察官の援助要求	43
10-4 水防管理団体相互の応援及び相互協定	43
第11章 費用負担と公用負担	44
11-1 費用負担	44
11-2 公用負担	44
第12章 水防報告等	45
12-1 水防記録	45
12-2 水防報告	45
第13章 水防訓練	46

# 第 1 章 総 則

## 1-1 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき千葉県知事から指定された指定水防管理団体たる野田市が、同法第33条第1項に基づき、野田市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、野田市の地域にかかる河川の洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）等の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

## 1-2 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

### (1) 水防管理団体（野田市）

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。

### (2) 指定水防管理団体（野田市）

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。

### (3) 水防管理者（野田市長）

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。

### (4) 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。

### (5) 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう（法第2条第5項）。

### (6) 水防団

法第6条に規定する水防団をいう。

野田市における水災害の活動は、野田市消防団規則第11条により野田市消防団が行うこととされているが、本計画書中では、これを「水防団」と置き換える。

### (7) 量水標管理者（利根川上流河川事務所、江戸川河川事務所）

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条7項、法第10条第3項）。

### (8) 洪水予報河川（利根川、江戸川）

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道

府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

#### （9）水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。

#### （10）水位周知河川（利根運河）

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。

#### （11）水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

#### （12）水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

#### （13）氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

#### （14）避難判断水位

市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

#### （15）氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

#### （16）洪水特別警戒水位

法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣又は都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

#### (17) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

#### (18) 洪水浸水想定区域

洪水予報河川、水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条）。

### 1-3 水防の責任等

#### (1) 野田市

野田市は、管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ①水防団の設置（法第5条）
- ②水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- ③平常時における河川等の巡視（法第9条）
- ④水位の通報（法第12条第1項）
- ⑤浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- ⑥避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告（法第15条の3）
- ⑦予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
- ⑧水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- ⑨緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）
- ⑩警戒区域の設定（法第21条）
- ⑪警察官の援助の要求（法第22条）
- ⑫他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- ⑬堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- ⑭公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第3項）
- ⑮避難のための立退きの指示（法第29条）
- ⑯水防訓練の実施（法第32条の2）
- ⑰（指定水防管理団体）水防計画の策定及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
- ⑱水防従事者に対する災害補償（法第45条）
- ⑲消防事務と調整（法第50条）

## (2) 千葉県の実施

千葉県内における水防管理団体の水防が十分行われるように確保すべき責任を有する(法第3条の6) 具体的には、主に次のような事務を行う。

- ①指定水防管理団体の指定(法第4条)
- ②水防計画の作成及び要旨の公表(法第7条第1項及び第7項)
- ③水防管理団体の水防への協力(河川法第22条の2、下水道法第23条の2)
- ④都道府県水防協議会の設置(法第8条第1項)
- ⑤気象予報及び警報、洪水予報の通知(法第10条第3項)
- ⑥洪水予報の発表及び公表(法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項)
- ⑦量水標管理者からの水位の通報及び公表(法第12条)
- ⑧水位周知河川、水位周知下水道及び水位周知海岸の水位到達情報の通知及び周知(法第13条第2項及び第3項、第13条の2第1項並びに第13条の3)
- ⑨洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知(法第13条の2第4項)
- ⑩洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定、公表及び通知(法第14条、第14条の2及び第14条の3)
- ⑪都道府県大規模氾濫減災協議会の設置(法第15条の10)
- ⑫水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定したときの公示(法第16条第1項、第3項及び第4項)
- ⑬水防信号の指定(法第20条)
- ⑭避難のための立退きの指示(法第29条)
- ⑮緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示(法第30条)
- ⑯水防団員の定員の基準の設定(法第35条)
- ⑰水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言(法第40条)
- ⑱水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言(法第48条)

## (3) 国土交通省の実施

- ①洪水予報の発表及び通知(法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項)
- ②量水標管理者からの水位の通報及び公表(法第12条)
- ③水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知(法第13条第1項)
- ④洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知(法第13条の4)
- ⑤洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知(法第14条)
- ⑥大規模氾濫減災協議会の設置(法第15条の9)
- ⑦水防警報の発表及び通知(法第16条第1項及び第2項)
- ⑧重要河川における都道府県知事等に対する指示(法第31条)
- ⑨特定緊急水防活動(法第32条)
- ⑩水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言(法第40条)
- ⑪都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言(法第48条)



(4) 河川管理者の責任

- ①水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- ②水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第15条の12）

(5) 気象庁の責任

- ①気象及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
- ②洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）

(6) 居住者等の義務

- ①水防への従事（法第24条）
- ②水防通信への協力（法第27条）

#### 1-4 野田市水防計画作成及び変更

(1) 水防計画の作成及び変更

毎年、県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときには変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、野田市防災会議に諮るとともに、千葉県知事に届け出るものとする。

また、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

(2) 野田市防災会議の設置

水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるために、野田市防災会議を置くものとする。

野田市防災会議に関し必要な事項は、法第34条に定めるもののほか、条例で定めるものとする。

(3) 大規模氾濫減災協議会

国土交通大臣が組織する大規模氾濫減災協議会及び千葉県知事が組織する千葉県大規模氾濫減災協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」については、水防計画へ反映するなどして、取組を推進するものとする。

#### 1-5 安全配慮

洪水、内水のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項は、下記のとおりである。

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。

- ・水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・水防活動は原則として複数人で行う。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は水防団員等の安全確保のため、あらかじめ活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、避難場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団全員に配付し、安全確保のための研修を実施する。

## 第 2 章 水防組織

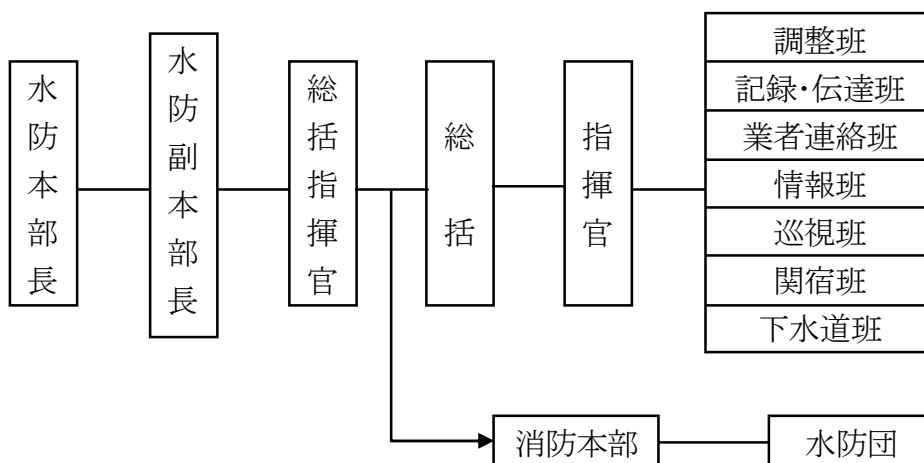
### 2-1 水防本部

#### (1) 水防本部の設置

水防に関係のある警報・注意報等の発表又は地震の発生等により、洪水、内水等（以下「水害等」という。）のおそれがあると認められるときから、水害等のおそれがなくなつたと認められるときまで、市は市役所本庁舎に水防本部を設置し、次の組織で事務を処理する。

ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入されることとなるが、総括以下の組織は、水防業務を遂行する上で重要な役割を果たすので、災害対策本部設置後も土木班として継続して水防事務に従事する。

なお、水防本部体制時の業務等で災害対策本部の各対策班に引継ぎ事項や業務がある場合には、必要に応じて、各対策班に共有・連携し対応することとする。（土木班以外に指名されている職員を除く。）



(2) 水防体制事務分掌

水防体制構成員の事務分掌は、次のとおりとする。

水防本部長 (水防管理者)	市長	水防本部の事務を総括する。
水防副本部長	副市長	本部長を補佐し、水防事務の円滑な実施を図る。 水防本部長に事故あるときは水防本部長の職務を代行する。
総括指揮官	建設局長	本部長及び副本部長を補佐し、その命を受けて分掌事務を掌理し、指揮官を指揮監督する。 水防本部長、水防副本部長に事故あるときはその職務を代行する。
総括	土木部長 都市部長 自然経済推進部長 その他主管者	総括指揮官を補佐し、その命を受けて分掌事務を掌理し、指揮官・副指揮官及び各班を指揮監督する。 水防本部長、水防副本部長、総括指揮官に事故あるときはその職務を記述の順に代行する。
指揮官	土木部所属長 都市部所属長 その他所属長	総括指揮官及び総括を補佐し、その命を受けて分掌事務を掌理し、各班を指揮監督する。 水防本部長、水防副本部長、総括指揮官、総括に事故あるときはその職務を記述の順に代行する。

※水防体制は、市の全部署が協力体制で行うものであり、次項に示した各種対策班に指名された職員は、当番日の設定に従い指揮官より招集の指示があった場合、直ちに体制に入るものとする。なお、警報が発令された場合については、調整班、記録・伝達班、業者連絡班までの職員は、指揮官からの指示を待つことなく、速やかに市役所に集合するものとする。

①調整班

- ア 指揮官との調整に関する事。
- イ 各班との調整に関する事。

②記録・伝達班

- ア 情報の記録に関する事。
- イ 市民等への情報発信に関する事。

③業者連絡班

- ア 業者の手配に関する事。
- イ 業者との連絡調整に関する事。

④情報班

- ア 市民等からの情報受付に関する事。
- イ 国・県からの連絡調整に関する事。

⑤巡視班

- ア 現場状況に関する事。
- イ 巡視に関する事。

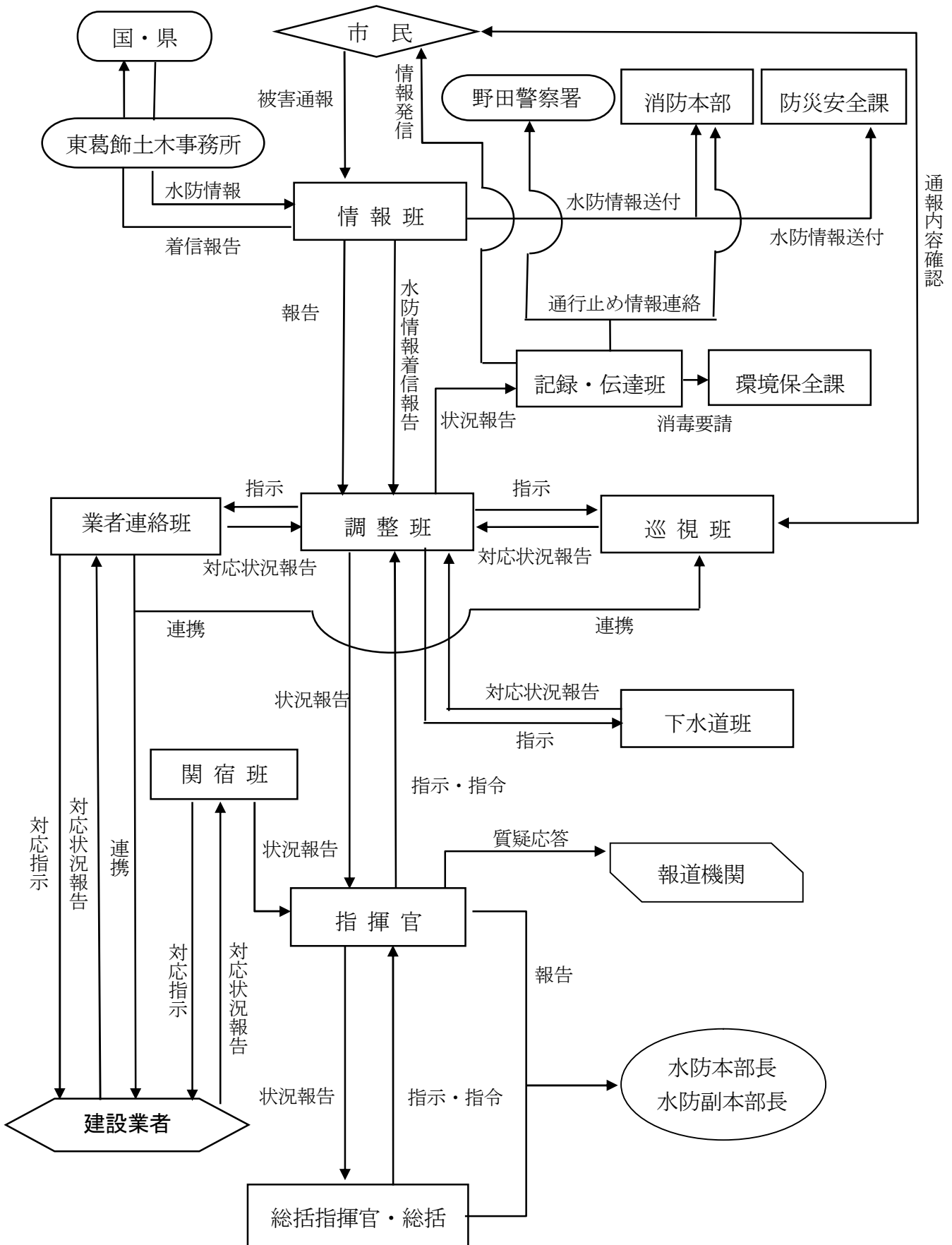
⑥関宿班

- ア 関宿地域の現場状況に関する事。
- イ 関宿地域の巡視に関する事。
- ウ 六丁四反ポンプ場の運転作業に関する事。

⑦下水道班

- ア 下水道に関する事。

(3) 水防体制伝達系統図



## 2-2 水防本部の配備体制

常時勤務から水防体制への切替えを確実・迅速に行うとともに、長時間にわたる非常勤務活動の完遂を期すため、配置人員の健康状態に配慮し、交代による休養が可能となるよう原則3班体制の水防体制分担表を作成する。

水防配備体制は、下記のとおりとする。

### 1. 災害対策本部設置前（水防本部による水防体制）

配備体制	配備基準	配備人員	備考
水防注意体制	次の条件の1以上が該当したとき又は、水防管理者が必要と認めたとき (1) 大雨注意報が発表されたとき (2) 洪水注意報が発表されたとき (3) 利根川又は江戸川氾濫注意情報が発表されたとき	野田市水防体制分担表による	
水防警戒体制	次の条件の1以上が該当したとき又は、水防管理者が必要と認めたとき (1) 大雨警報が発表されたとき (2) 洪水警報が発表されたとき (3) 暴風・暴風雪・大雪警報が発表されたとき (4) 土砂災害警戒情報が発表されたとき (5) 利根川又は江戸川氾濫警戒情報が発表されたとき (6) 水位周知河川（利根運河）で氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき	野田市水防体制分担表による	

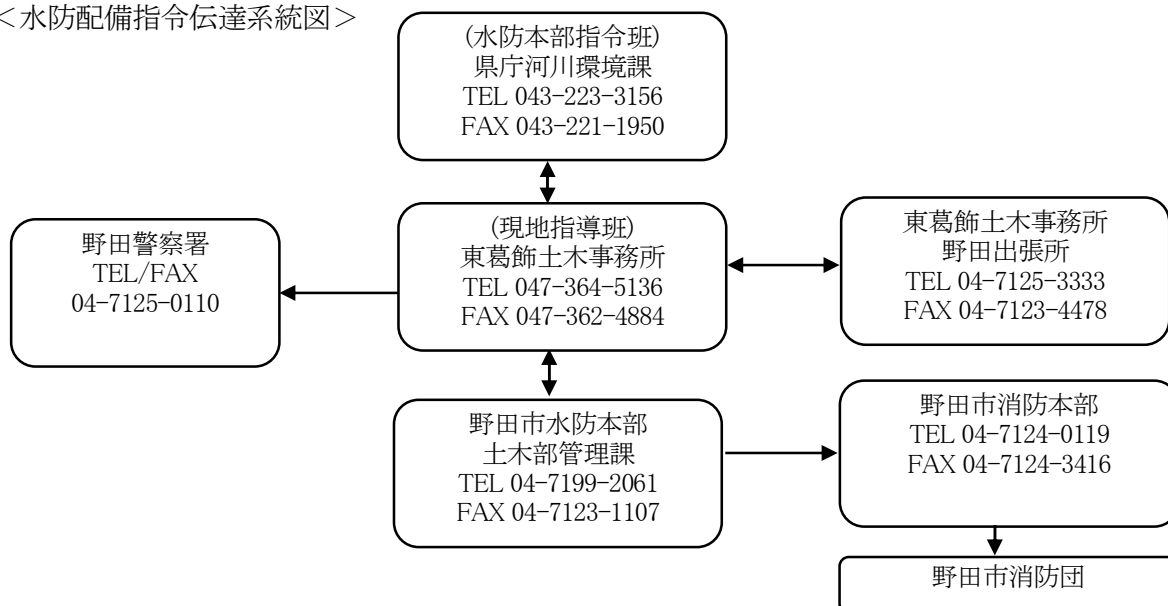
## 2. 災害対策本部設置後（非常配備体制）

配備体制	配備基準	配備人員	備考
第1配備	(1) 次の条件1以上が該当するとき ア 市内に特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪）が発表され、本部長が必要と認めたとき イ 市域に局地的災害が発生したとき及び予想されるとき ウ 利根川又は江戸川氾濫危険情報の発表が見込まれるとき (2) その他の状況により本部長が必要と認めたとき	3分の1の職員で対応	水防本部は、災害対策本部へ移行する。水防体制時の人員は、災害対策本部の組織の中で各対策班として活動し、水防体制の役割は、土木班が引き継ぐ。また、都市班の一部は、土木班を応援する。
第2配備	(1) 次の条件の1以上が該当するとき ア 市域の広範囲で災害が発生したとき及び予想されるとき イ 利根川又は江戸川氾濫危険情報が発表されたとき (2) その他の状況により本部長が必要と認めたとき	2分の1の職員で対応	
第3配備	(1) 次の条件の1以上が該当するとき ア 全市域で災害が発生したとき及び予想されるとき イ 利根川又は江戸川氾濫発生情報が発表されたとき及び発表が予想されるとき ウ 災害救助法の適用規模の被害が発生したとき及び予想されるとき (2) その他の状況により本部長が必要と認めたとき	全職員で対応	

## 3. 千葉県水防本部との連絡系統

千葉県水防本部との連絡系統は下図のとおりとする。

<水防配備指令伝達系統図>





## 2-3 水防団

水防法第2条第2項による水防管理団体は、その区域内の河川等で水防を必要とする箇所を警戒防御するため、水防又は消防機関を組織しておくものとする。

### (1) 水防団員の配備

水防団員の配備体制については、消防計画書による。

### (2) 水防団員に対する出動準備並びに出動

水防管理者は、水防計画書に基づき水防団を出動させ、又は出動の準備をさせることができる。その準備は概ね次のとおりである。

#### ①待機及び準備

水防管理者は、次の場合、市内の水防団員に対して待機又は準備をさせる。

- ア 水防警報により待機又は準備の警告が発せられたとき。
- イ 河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇のおそれがあるとき、かつ出動の必要が予測される時。
- ウ 気象状況等により、危険が予知される時。
- エ 上記のほか、水防本部長が水防上必要があると認めたとき。

#### ②出動及び指示

水防管理者は次の場合、直ちに水防団員を水防計画書においてあらかじめ定められた計画に基づき出動させ、警戒配備につかせる。

- ア 水防警報により、出動又は指示の警告が発せられたとき。
- イ 河川の水位が氾濫注意水位に達したとき。
- ウ 気象状況等により、被害のおそれがあるとき。
- エ 上記のほか、水防管理者が水防上必要があると認めたとき。

#### ③解除

水防管理者は次の場合、市内の水防団員に対して解除を通知する。

- ア 水防警報により、解除の通知が発せられたとき。
- イ 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業の必要がなくなると認めたとき。
- ウ 気象状況により、危険が回避されたと認めたとき。
- エ 上記のほか、水防本部長が警戒防御活動の必要がないと認めたとき。

(3) 各地域における分団別の配置

	分担区域	距離	第1配備	第2配備	摘要
中央	中野台排水樋管 ～上花輪プラント間	800m	第5分団	第5分団 第2分団	第3分団 ・第6分団 ・第7分団は予備隊
	上花輪プラント ～今川排水樋管間	1,100m	第4分団	第4分団 第1分団	
南部	今川排水樋管 ～五尺道間	2,000m	第14分団2部	第14分団2部 第13分団2部	
	五尺道 ～運河間	2,500m	第15分団	第15分団 第14分団1部	
	理科大学校 ～運河口間	3,300m	第14分団1部	第14分団1部 第13分団1部	
東部	筵打 ～目吹揚排水機場間	1,200m	第8分団4部	第8分団4部・第8分団3部 第9分団	第11分団・第12分団は予備隊
	目吹揚排水機場 ～木野崎字高根間	1,400m	第8分団1部	第8分団1部・第8分団2部 第10分団	
北部	座生川排水樋門 ～川間地先間	3,700m	第21分団	第21分団 第19分団1部・2部 第20分団1部・2部・3部	
川間	筵打 ～島新田間	1,100m	第22分団1部	第22分団1部	
	島新田 ～小山耕地間	1,100m	第22分団2部	第22分団2部	
	小山耕地 ～小山第2組合間	1,100m	第22分団3部	第22分団3部	
	小山第2組合 ～長谷間	1,100m	第23分団2部	第23分団2部	
	小山の内、藤洞、稻荷、四軒屋		第22分団4部	第22分団4部	内水警戒
	尾崎地先	1,080m	第24分団1部	第24分団1部	
	尾崎界 ～東金野井上組合間	1,080m	第23分団1部	第23分団1部	
	東金野井上組合間 ～関宿界間	1,080m	第24分団2部	第24分団2部	

福田	木野崎高根地先 ～木野崎排水機場間	1,300m	第18分団2部	第18分団2部	
	木野崎排水機場 ～保木間地先間	700m	第18分団1部	第18分団1部	
	町田地先	400m	第17分団2部	第17分団2部	
	クリアビューホテル ～水堰橋間	1,700m	第17分団1部	第17分団1部	
	水堰橋 ～下三ヶ尾樋門間	2,500m	第16分団1部	第16分団1部	
	下三ヶ尾樋門 ～流山市界間	2,000m	第16分団2部	第16分団2部	
木間ヶ瀬	新五駄排水機場 ～関宿滑空場地先	1,600m	第28分団2部	第28分団2部 第30分団1部	
	長谷界 ～上納谷自治会館間	2,400m	第29分団2部	第29分団2部 第29分団3部	
	上納谷自治会館 ～高倉橋地先間	1,600m	第30分団2部	第30分団2部 第29分団1部	
二川	関宿滑空場地先 ～東宝珠花橋間	1,900m	第28分団1部	第28分団1部	下総利根 大橋付近 の水位を 毎正時警 防課へ報 告する
	東宝珠花橋 ～西高野間	4,800m	第27分団3部	第27分団3部 第27分団1部	
	高倉橋地先 ～香取神社間	2,300m	第27分団2部	第27分団2部 第25分団3部	
	香取神社 ～新田戸橋地先	1,800m	第26分団3部	第26分団3部	
関宿	西高野界 ～関宿城博物館間	4,000m	第25分団1部	第25分団1部 第25分団2部	
	新田戸橋地先 ～関宿城博物館間	4,500m	第26分団2部	第26分団2部 第26分団1部	

※第3配備体制については、全ての分団をもって水防活動に当たるものとする。

摘要： 地域の数分団が配備されたとき、管轄分団長において実績に応じ分団別の分担を定めることとする。

危険箇所として指定された場所を担当する分団においては、その場所の警備に重点をおくこと。

### 第 3 章 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、越水等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

国管理河川における重要水防箇所の設定基準は、資料第 1 章 1-1 のとおりであり、野田市内の設定箇所及び氾濫した場合に氾濫水が野田市内に到達する設定箇所は、資料第 1 章 1-2 のとおりである。

水防上、特に注意すべき箇所を以下に挙げる。

#### (1) 三ツ堀無堤防地区

野田市三ツ堀の円福寺大利根霊園付近に堤防のない河川区域があり、洪水時には、野田建設業協同組合と連携して、大型土のうを設置し浸水を防ぐ必要がある。参考となる水位の目安は、過去の経験から、芽吹橋観測所の水位が 4.55m になるときに無堤防地区の道路冠水が発生している。芽吹橋観測所の氾濫注意水位は、5.0m であり、それよりも早期の対応が求められる。

#### (2) 木野崎字柳耕地

利根川左岸の飛び地となっており、緊急連絡先は下記のとおりとなる。

国土交通省専用	83-765-312
茨城県土木部河川課長	029-301-1111 (代)
内線	4492~4494
直通	029-301-4490 (水防担当直通)
	029-301-1367 (茨城県水防本部直通)

茨城県竜ヶ崎工事事務所	竜ヶ崎市	0297-65-3411 (代)
境 工事事務所	境町	0280-87-1954

茨城県 坂東市長	坂東市	0297-35-2121 (代)
常総市長	常総市	0297-23-2111 (代)
守谷市長	守谷市	0297-45-1111 (代)

野田市木野崎字柳耕地	野田市消防本部	04-7124-0119 (野田市消防団第 18 分団 1 部)
------------	---------	-------------------------------------

(3) その他

資料第1章1-3のとおり

## 第 4 章 予報及び警報

### 4-1 気象庁が行う予報及び警報

(1) 気象庁が発表又は伝達する注意報及び警報

銚子地方気象台長は、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を関東地方整備局長及び千葉県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

①警報・注意報発表基準一覧表

令和5年6月8日現在  
発表官署 銚子地方気象台

野田市	府県予報区		千葉県	
	一次細分区域		北西部	
	市町村等をまとめた地域		東葛飾	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	20
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	128
	洪水		流域雨量指数基準	江川流域=9.3
			複合基準 ※1	—
			指定河川洪水予報による基準	利根川中流部[芽吹橋] 江戸川[西関宿・野田]
注意報	大雨		表面雨量指数基準	8
			土壌雨量指数基準	103
	洪水		流域雨量指数基準	江川流域=7.4
			複合基準 ※1	江戸川流域(9, 6.4) 利根川流域(5, 82.2)
			指定河川洪水予報による基準	利根川中流部[芽吹橋] 江戸川[西関宿・野田]

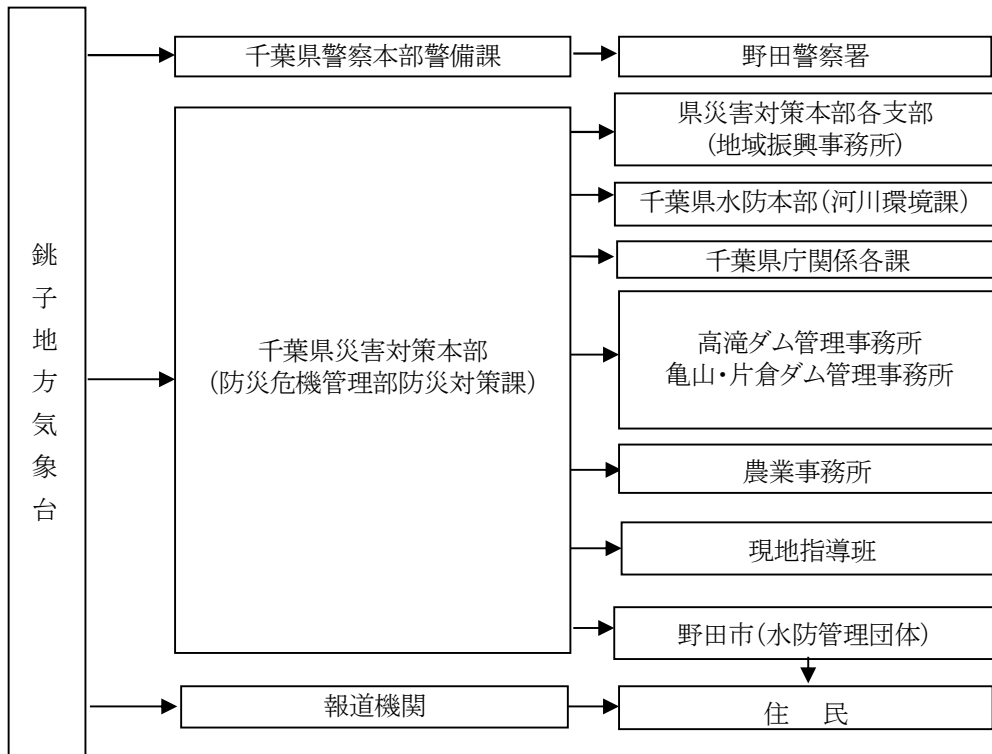
\*1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表す。

②大雨警報・洪水警報等を補足する情報

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、大雨警報(浸水害)の危険度分布、洪水警報の危険度分布および流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

種類	内容
大雨警報(浸水害)の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報(常時10分毎に更新)
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報(常時10分毎に更新)
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して数値化した「流域雨量指数」について、洪水警戒等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示した情報(常時10分毎に更新)

(2) 気象情報伝達系統図



4-2 洪水予報河川における洪水予報（利根川・江戸川）

(1) 種類及び発表基準

千葉県知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は千葉県知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、各市町村の避難情報発令の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、千葉県知事が指定した河川については千葉県知事から、関係市町村長にその通知に係る事項を通知する。

発表する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおりである。

種類	発表基準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき



(2) 国が行う洪水予報（国土交通省関東地方整備局、気象庁予報部）

①洪水予報を行う河川名、区域

水系	河川	基準地点	区域
利根川	利根川 上流部	八斗島 栗橋	右岸 群馬県佐波郡玉村町大字小泉字飯玉前70番6地 先から江戸川分派点まで
	利根川 中流部	芽吹橋 取手 押付	右岸 江戸川分派点から 千葉県印西市大字平岡字上流作283番2地先まで (氾濫後において、氾濫により浸水する区域及びその水深を示す場合には、千葉県野田市三ツ堀字殿山1580番7地先まで)
	江戸川	西関宿 野田	左岸 利根川からの分派点から海まで

②洪水予報の対象となる基準水位観測所

河川名	観測所	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (危険水位)	計画高水位	水位標零 点高
		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4		
利根川	八斗島	0.80	1.90	3.10	4.10	5.28	Y. P. 45. 232
	栗橋	2.70	5.00	7.60	9.20	9.90	Y. P. 11. 070
	芽吹橋	2.00	5.00	6.90	7.40	7.94	Y. P. 6. 145
江戸川	西関宿	4.50	6.10	8.10	8.90	9.121	Y. P. +8. 500
	野田	4.60	6.30	8.50	9.10	9.341	Y. P. +3. 500

③洪水予報の担当官署

予報区域名	担当官署
利根川上流	利根川上流河川事務所 銚子地方气象台
江戸川	江戸川上流河川事務所 銚子地方气象台

④洪水予報の発表形式

- ア 令和5年度 利根川上流洪水対策計画書 4-6~4-7 参照
- イ 令和5年度 江戸川洪水対策計画書 2-5~2-6 参照

⑤洪水浸水想定区域

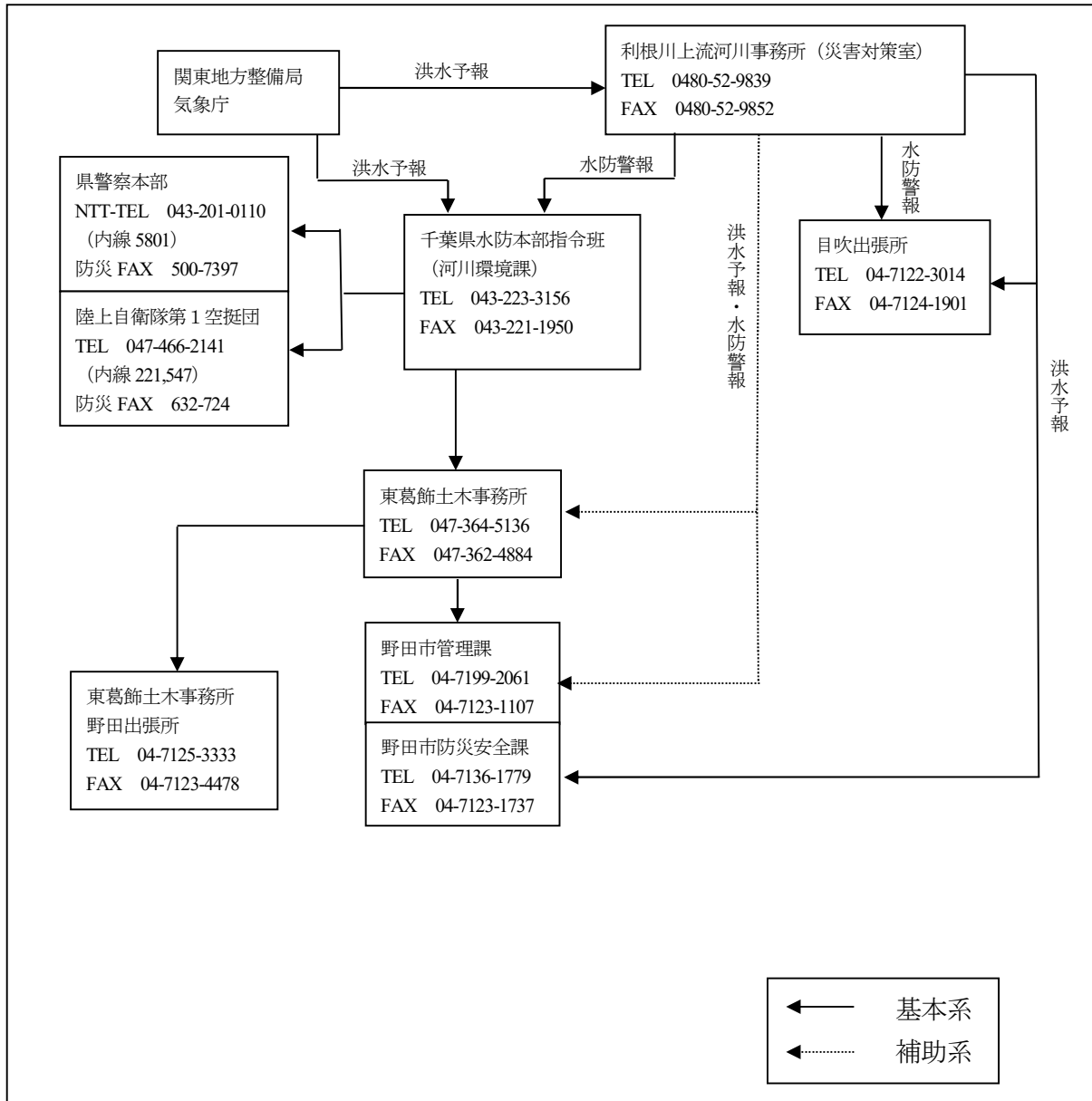
予報区域名	洪水浸水想定区域
利根川上流	野田市
江戸川	野田市

⑥洪水予報の伝達経路及び手段

水防法に基づく洪水予報の伝達経路及び手段は、下記のとおり。

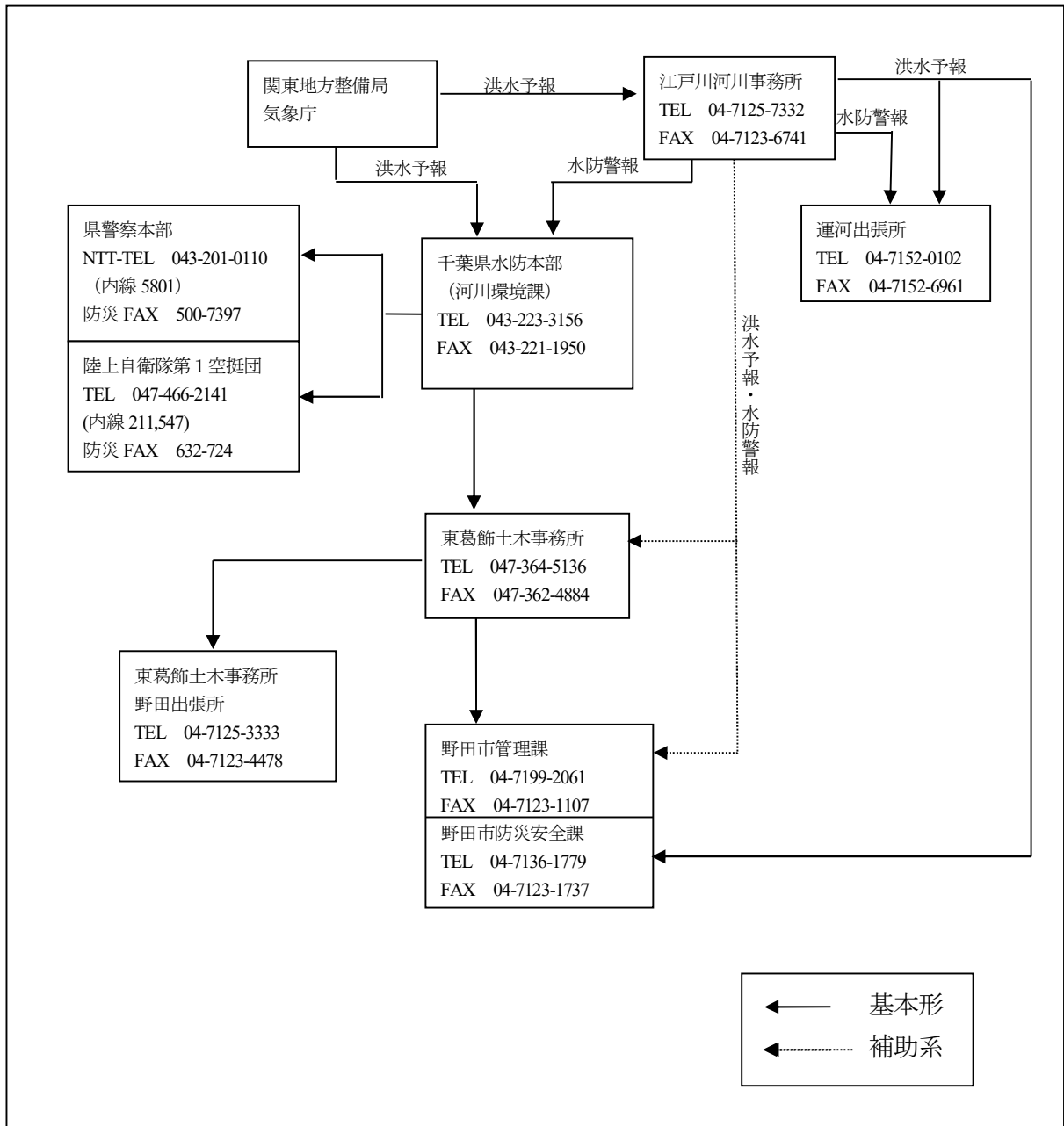
洪水予報・水防警報伝達系統概要図

(利根川：利根川上流河川事務所管理区間)



水防警報が発令された場合、水防活動状況を警報伝達の逆の系統で報告する。

(江戸川：江戸川河川事務所管理区間)



水防警報が発令された場合、水防活動状況を警報伝達の逆の系統で報告する。

### 4-3 水位周知河川における水位到達情報（利根運河）

#### (1) 種類及び発表基準

千葉県知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、又は千葉県知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知させる。

また、各市町村の避難情報発令の判断に資するため、国土交通大臣が指定した河川については国土交通大臣から、千葉県知事が指定した河川については千葉県知事から、関係市町村長にその通知に係る事項を通知する。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意水位の解除）を含む。）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

発表する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおりである。

種類	発表基準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

#### (2) 国土交通省が行う水位到達情報の通知

##### ①水位周知及び氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）

水系	河川	基準地点	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位) (m)	実施区域	関係県	関係土木事務所
利根川	利根運河	野田	9.10	幹川分派点から江戸川合流点まで	千葉県	東葛飾土木事務所

##### ②水位到達情報の通知の担当官署

河川名	担当官署
利根運河	江戸川河川事務所

##### ③洪水予報の発表形式

令和5年度 江戸川洪水対策計画書 2-19 参照

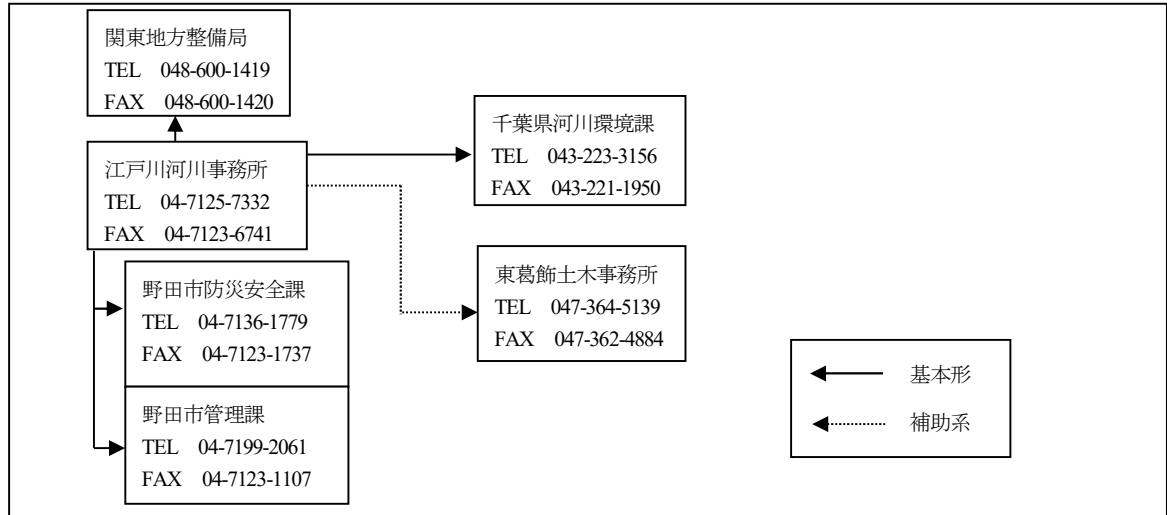
##### ④洪水浸水想定区域

河川名	洪水浸水想定区域
利根運河	野田市

##### ⑤水位情報通知伝達系統

氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を超えたときには、下記伝達系統図に基づいて通知する。

<利根運河>



#### 4-4 水防警報

##### (1) 安全確保の原則

水防警報は、洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。

##### (2) 洪水時の河川に関する水防警報

###### ①種類及び発令基準

千葉県知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は千葉県知事が指定した河川について水防警報を発表したときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。

水防警報の種類、内容及び発表基準は次のとおりである。

種類	内容	発令基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき又は水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な堤防からの越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、または既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき又は、氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

②国土交通省が行う水防警報

ア. 水防警報を行う河川名、区域

水系	河川	区域
利根川	利根川	群馬県伊勢崎市柴町字小泉 1555 地先から 茨城県取手市新町一丁目乙 1538 番 2 地先
	江戸川	左岸 利根川からの分岐点から海
	利根運河	左岸 利根川からの分岐点から江戸川への合流点

イ. 水防警報の対象となる基準水位観測所

水系	河川	区域	観測所	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (危険水位)	計画高水位 (m)
利根川	幹川	埼玉県久喜市栗橋北二丁目 3386 番 3 地先から茨城県猿島郡五霞町大字山王字堀切 1278 番 3 地先	栗橋	2.70	5.00	7.60	9.20	9.90
		千葉県野田市関宿三軒家字稻荷耕地 231 番地先から千葉県我孫子市青山字中新畑 1646 番 1 地先	芽吹橋	2.00	5.00	6.90	7.40	7.94
	江戸川	幹川分派点から千葉県野田市岡田 1084 地先	西関宿	4.50	6.10	8.10	8.90	9.121
	江戸川	千葉県野田市東金野井 1410 番地の 1 地先から千葉県流山市木 8 番の 2 地先	野田	4.60	6.30	8.50	9.10	9.341
	利根運河	幹川分派点から江戸川合流点						

ウ. 水防警報の担当官署

河川名	担当官署
利根川	利根川上流河川事務所
江戸川	江戸川河川事務所

エ. 水防警報の発表形式

- a 令和5年度 利根川上流洪水対策計画書 5-6～5-7 参照
- b 令和5年度 江戸川洪水対策計画書 3-8～3-9 参照

オ. 水防警報の伝達経路及び手段

水防警報の伝達経路及び手段は洪水予報の伝達経路及び手段の頁参照。

#### 4-5 市が行う避難情報等

##### (1) 洪水ハザードマップ

本市では、利根川及び江戸川の洪水に伴う浸水想定区域の指定に基づき、洪水予報等の伝達方法、避難場所・避難経路に関する事項等、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水ハザードマップを作成し、印刷物を各世帯に配布し、情報の周知に努めるものとする。

(周知例については、資料5-2参照)

また、洪水ハザードマップに記載した事項を市のホームページに掲載し、住民、滞在者その他の者が確認できるよう努めるものとする。この洪水ハザードマップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図るものとする。

現在、本市の洪水ハザードマップに適用している浸水想定区域図は次のとおりである。

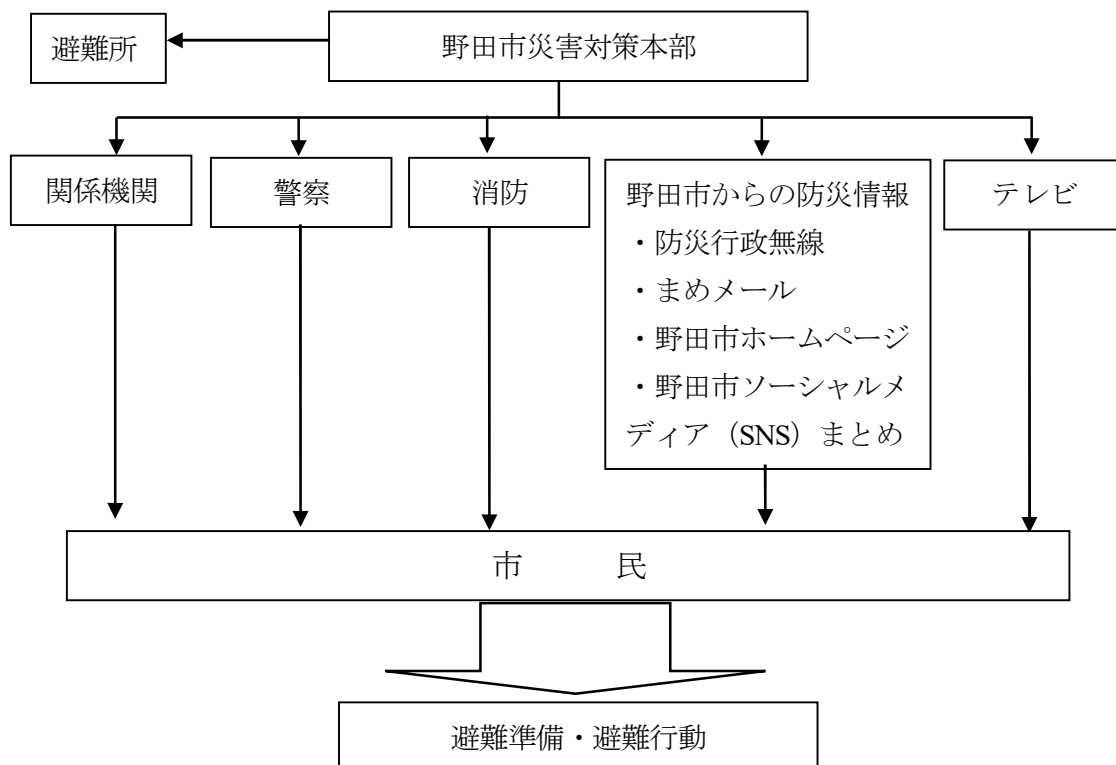
- ・利根川浸水想定区域図

(平成29年7月20日公表：国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所)

- ・江戸川浸水想定区域図

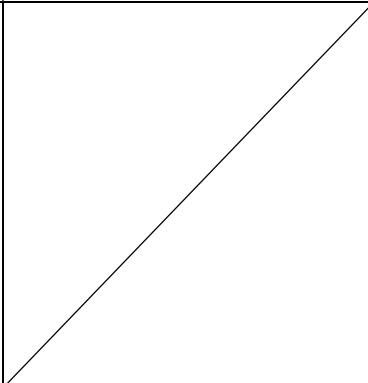
(平成29年7月20日公表：国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所)

##### (2) 避難情報等の伝達





(3) 市から発令される避難情報の種類

避難情報の種類	呼びかけ	住民の避難行動	河川水位の目安
<p>高齢者等避難 警戒レベル3</p>	<p>〇〇地区に洪水に関する警戒レベル3、高齢者等避難を発令しました。 〇〇川が氾濫するおそれがある水位へ近づいています。 お年寄りなど避難に時間のかかる方は、避難を開始してください。 それ以外の方については、避難の情報を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難してください。 特に、川沿いにお住まいの方については、避難してください。 避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。</p>	<p>要配慮者等は避難</p>	<p><b>栗橋観測所</b> 氾濫危険水位に到達した状況（氾濫危険情報が発令されたとき） <b>野田・芽吹橋観測所</b> 3時間後に両観測所のいずれかにおいて氾濫危険水位に達すると予想される状況（氾濫警戒情報が発令されたとき）</p>
<p>避難指示 警戒レベル4</p>	<p>〇〇地区に洪水に関する警戒レベル4、避難指示を発令しました。 〇〇川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。 速やかに全員避難を開始してください。 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。</p>	<p>全員避難</p>	<p><b>野田・芽吹橋観測所</b> 1時間後に、両観測所のいずれかにおいて氾濫危険水位に達すると予想される状況</p>
<p>緊急安全確保 警戒レベル5</p>	<p>・<b>災害発生</b> 〇〇地区に洪水に関する警戒レベル5、緊急安全確保を発令しました。 〇〇地区で堤防から水があふれだしました。現在、浸水により〇〇道は通行できない状況です。 〇〇地区を避難中の方は大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の安全な場所に避難してください。</p>	<p>命を守るための最善の行動をとりましょう。</p>	

## 第 5 章 気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位等については、以下のウェブサイトでPCやスマートフォン、携帯電話から確認することができる。

### (1) 気象庁提供の情報

- ・気象庁

<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>

提供情報：気象警報・注意報、雨雲の動き、キキクル（各種危険度分布）等

- ・銚子地方気象台

<https://www.data.jma.go.jp/choshi/>

### (2) 国土交通省提供の情報

- ・水害リスクライン

行政向け <http://frlg.river.go.jp/>（ID・PW 必要）

一般向け <http://frl.river.go.jp/>

- ・「統一河川情報システム」

<http://city.river.go.jp/>（ID・PW 必要）

提供情報：雨量水位情報

レーダー観測情報

水防警報洪水予報 等

- ・川の防災情報

行政向け

<https://city.river.go.jp/kwabou/cityTopGaikyoMap.do?init=init&gameId=02-0201>  
（ID・PW 必要）

一般向け

【PC版】 <http://www.river.go.jp/>

【スマートフォン版】 <http://river.go.jp/s/>

【携帯版】 <http://i.river.go.jp/>

- ・ハザードマップポータルサイト

<https://disaportal.gsi.go.jp/>

- ・地点別浸水シミュレーション検索システム（浸水ナビ）

【PC版】 <http://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/>

### (3) 千葉県提供の情報

#### ①行政向け

- ・千葉県水防情報システム

<http://suibo2.bousai.pref.chiba.lg.jp/>（ID・PW 必要）

- ・土砂災害警戒情報システム  
<http://dosyabo.bousai.pref.chiba.lg.jp/staff/inside/index.html> (ID・PW 必要)

②一般向け

- ・千葉県防災ポータルサイト (雨量水位観測情報、気象情報等)

<https://www.bousai.pref.chiba.lg.jp/>

※雨量水位観測情報は下記 URL で直接アクセス可能。

<http://suibo.bousai.pref.chiba.lg.jp/>

(4) 民間事業者提供の情報

- ・防災気象情報システム

<https://ACTION-pa.wni.co.jp> (ID・PW 必要)

(5) 水位観測所、雨量観測所

- ・野田市が参考としている水位観測所は、P21、P27 のとおりであるが、特に避難情報発令の目安としているのは、栗橋、芽吹橋、野田の3観測所である。
- ・野田市が参考としている雨量観測所は、下記のとおりである。

雨量観測所一覧

観測所名	河川名	流域河川名	設置位置	種別	管理者
関宿雨量観測所	江戸川	利根川	茨城県猿島郡五霞町山王	テレメーター、自記紙	江戸川河川事務所
野田雨量観測所	江戸川	利根川	野田市宮崎134	テレメーター、自記紙、電子ロガー	江戸川河川事務所
東葛飾土木事務所野田出張所	—	—	野田市宮崎86-1	テレメーター	千葉県

(6) 参考

雨の強さと降り方の目安

1時間雨量 (mm)	10 以上～ 20 未満	20 以上～ 30 未満	30 以上～ 50 未満	50 以上～ 80 未満	80 以上
予報用語	やや強い雨	強い雨	激しい雨	非常に激しい 雨	猛烈な雨
人の受ける イメージ	ざーざーと降る	どしゃ降り	バケツをひっく り返したような 雨	滝のように降る (ゴーゴーと降り 続く)	息苦しい圧迫 感、恐怖を感じ る
人への影響	地面からの跳 ね返りで足元が ぬれる	傘をさしていてもぬれる		傘は全く役に立たなくなる	
屋内(木造)	雨の音で話し 声がよく聞き取 れない	寝ている人の半数ぐらいが雨に気づく			
屋外の様子	地面一面に水たまりができる		道路が川の様 になる	水しぶきであたり一面が白っぽく なり、視界が悪くなる	
車に 乗っていて		ワイパーを早く しても見づらい	高速走行時車 輪と路面の間 に水膜が生じ、 ブレーキが効か なくなる(ハイド ロプレーニング 現象)	車の運転は危険	
災害発生状 況	この程度の雨 でも長時間続く 時は注意が必要	側溝や下水、 小さな川があふ れ、小規模の 崖崩れが始まる	<ul style="list-style-type: none"> <li>山崩れ、崖崩 れが起きやす くなり危険地帯 では避難の準備 が必要</li> <li>都市では下水 管から雨水があ ふれる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市部では地 下室や地下街 に雨水が流れ 込む場合があ る</li> <li>マンホールか ら水が噴出する</li> <li>土石流が起こ りやすい</li> <li>多くの災害が 発生する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>雨による大規 模な災害の発 生するおそれ が強く、嚴重な 警戒が必要</li> </ul>

## 第 6 章 水門等の操作

### 6-1 水門等

河川区間の水門（洪水）

水防上重要な水門等は、資料第 2 章 2-1、2-2 のとおりである。

水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めるときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

### 6-2 操作の連絡

水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、水門等の操作についての情報を直ちに河川管理者に迅速に連絡するものとする。

### 6-3 連絡系統

連絡系統図に従って連絡し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合はあらゆる手段を尽くして迅速確実に連絡する。

連絡系統図は、資料第 2 章 2-3 のとおりである。

## 第 7 章 水防施設及び輸送

### 7-1 水防倉庫及び水防資器材

- ①市内の水防倉庫及び備蓄資器材は、資料第2章2-4のとおりである。
- ②水防管理者は、資材の確保のため重要水防区域近在の竹、立木、木材等を調査するとともに、資材確保のため別途定める業者とあらかじめ協議しておき、緊急時調達しうる数量を確認して、その補給に備えなければならない。また備蓄器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておくものとする。
- ③水防管理者は、水防管理団体の備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資器材又は千葉県備蓄資器材を使用する場合には、国土交通省江戸川河川事務所長、利根川上流河川事務所長又は千葉県東葛飾土木事務所長に電話にて承認を受けるものとする。

### 7-2 輸送の確保

非常の際、資器材、作業員その他の輸送を確保するため、市内の重要水防区域においてあらゆる状況を推定して輸送経路図を作成しておくものとする。

野田市では、緊急車両の通行のため、通行不能になった道路を応急的に復旧する路線の優先順位を定めた「野田市道路啓開計画」を策定し、野田市ホームページに公表するとともに、実際に道路啓開作業にあたる野田建設業協同組合及び県北建設業協同組合に周知し連携を図っている。野田市道路啓開計画は、資料第2章2-5のとおりである。

## 第 8 章 水防活動

### 8-1 水防配備

#### (1) 市の非常配備

市は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり洪水及び内水のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備により水防事務を処理するものとする。ただし、配備職員の安全確保を図らなくてはならない。

#### ①災害対策本部設置前（水防本部による水防体制）

種別	配 備 時 期	配備人員	主な水防事務及び水防活動
水防注意体制	(始期) 台風等の異常気象が認められた場合に、次の注意報の1項目以上が発表され、又は、水防管理者が必要と認めたとき (1) 気象業務法(第14条の2)に基づく予報 ア 水防活動用気象注意報(大雨注意報) イ 水防活動用洪水注意報(洪水注意報) (2) 水防法(第10条第2項)に基づく予報 ア 利根川・江戸川氾濫注意情報(洪水注意報)  (終期) 次の1項目以上が該当する場合は、水防注意体制を解除する。 (1) 注意報が解除されたとき (2) 指揮官が水防注意体制をとる必要がなくなると認めたとき (3) 水防注意体制から水防警戒体制に入ったとき	野田市水防体制 分担表による	水防活動及び水防事務 (1) 各水防施設管理者に対して樋管等の操作ができるように準備させる。(以後各樋管管理者は操作規定により操作する。) (2) 必要に応じて市内、道路、河川等の巡回の準備をする。被害を認めた時は適切な処置をとる。 (3) 必要に応じて市内低地域の巡回を行い、被害を認めた時は適切な処置をとる。

水防警戒体制	<p>(始期) 台風等の異常気象が認められた場合に、次の警報の1項目以上が発表され、又は、水防管理者が必要と認めたとき (1)気象業務法(第14条の2)に基づく予報 ア 水防活動用気象警報(大雨警報) イ 水防活動用洪水警報(洪水警報) (2)水防法(第10条第2項)に基づく予報 ア 利根川・江戸川氾濫警戒情報(洪水警報) (3)水位周知河川(利根運河)において、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したとき (4)暴風・暴風雪・大雪警報 (5)土砂災害警戒情報</p> <p>(終期) 次の1項目以上が該当する場合は、水防警戒体制を解除する。 (1)警報が解除されたとき (2)市内の水害が回避され、指揮官が水防警戒体制をとる必要がなくなったと認めたとき (3)水防警戒体制から非常配備体制に入ったとき</p>	野田市水防体制分担表による	<p>水防活動及び水防事務 (1)前記「水防注意体制」による水防事務及び活動を続行する。 (2)市内河川等の重要水防区域の巡視を行い、異常を認めた時は適切な処置をとる。 (3)水防資機材の整備配置を確認する。 (4)樋管等の適宜操作を行う。なお、樋管等を操作した場合は、内水について、警戒すること。 (5)道路等浸水箇所の内水排除及び防疫活動を行う。 (6)水防活動を行った時は、その状態を正確に記録するとともに、現場写真を撮影する。 (7)水防管理者の裁量により、人員配置を行い、市内各水防団に重要水防区域を巡視させる。</p>
--------	---	---------------	---

②災害対策本部設置後(非常配備体制)

水防本部を廃止し、災害対策本部に移行される。

種別	配備時期	配備人員	主な水防事務及び水防活動
第1配備体制	<p>(始期) (1)次の条件1項目以上が該当するとき ア 市内に特別警報(大雨)が発表され、本部長が必要と認めたとき イ 市域に局地的災害が発生したとき及び予想されるとき ウ 利根川又は江戸川氾濫危険情報の発表が見込まれるとき (2)その他の状況により本部長が必要と認めたとき</p> <p>(終期) 次の1項目以上が該当する場合は、第1配備体制を解除する。 (1)被害が拡大するおそれがなく、本部長が第1配備体制をとる必要がなくなったと認めたとき (2)第1配備体制から第2配備体制に入ったとき</p>	3分の1の職員で対応	<p>水防活動及び水防事務 (1)前記「水防警戒体制」による水防事務及び活動を更に強化し、各関係機関と連絡を密にし、情報の収集と適切な指示を迅速かつ的確に行う。 (2)市内河川等重要水防区域の警戒巡視点検を行い、異常を認めた時は適切な処置をとる。 (3)水防資機材の使用状況を記録する。 (4)樋管等の管理者は必要に応じ、操作を行う。 (5)道路等浸水箇所の内水排除及び防疫活動を続行する。 (6)本部長の裁量により、水防団員の約半数が市内重要水防区域を警戒する。</p>



<p>第2 配備 体制</p>	<p>(始期) (1)次の条件 1 項目以上が該当するとき ア 市域の広範囲で災害が発生したとき及び予想されるとき イ 利根川又は江戸川氾濫危険情報が発表されたとき (2)その他の状況により本部長が必要と認めたとき</p> <p>(終期) 次の 1 項目以上が該当する場合は、第2配備体制を解除する。 (1)被害が拡大するおそれがなく、本部長が第2配備体制をとる必要がなくなったと認めたとき (2)第2配備体制から第3配備体制に入ったとき</p>	<p>2分の1の職員 で対応</p>	<p>水防活動及び水防事務 (1)前記「第1配備体制」による水防事務及び活動を更に強化し、各関係機関と連絡を密にし、情報の収集と適切な指示を迅速かつ的確に行う。 (2)本部長の裁量により、水防団員の3分の2が市内重要水防区域を警戒する。</p>
<p>第3 配備 体制</p>	<p>(始期) (1)次の条件 1 項目以上が該当するとき ア 全市域で災害が発生したとき及び予想されるとき イ 利根川又は江戸川氾濫発生情報が発表されたとき及び発表が予想されるとき ウ 災害救助法の適用規模の被害が発生したとき及び予想されるとき (2)その他の状況により本部長が必要と認めたとき</p> <p>(終期) 次の場合は、第3配備体制を解除する。 (1)被害が拡大するおそれがなく、本部長が第3配備体制をとる必要がなくなったと認めたとき</p>	<p>全職員で対応</p>	<p>水防活動及び水防事務 (1)前記「第2配備体制」による水防事務及び活動を更に強化し、各関係機関と連絡を密にし、情報の収集と適切な指示を迅速かつ的確に行う。 (2)本部長の裁量により、水防団員全員が市内重要水防区域を警戒する。</p>

(2) 水防団の非常配備

①水防団の管轄地域等

各水防団の管轄地域は、P. 14～P15 のとおりである。

②水防団の非常配備

水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、水防団及び消防機関を出動させ、又は出勤の準備をさせるものとする。その基準はおおむね次のとおりとする。

配備区分	配備基準	配備体制
待 機	水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき	水防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく
準 備	河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予想されるとき	水防団の団長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当たり、水閘門及び樋門等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる
出 動	河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき	水防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく
解 除	水防管理者が解除の指令をしたとき	

## 8-2 巡視及び警戒

### (1) 平常時

水防管理者、水防団長又は消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、堤防施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防施設等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、河川管理者の協力のほか、必要に応じて、河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。この際、水防団員等が立会又は共同で行うことが望ましい。

### (2) 出水時

水防管理者等は、千葉県から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、資料第1章1-1及び資料第1章1-2に定める重要水防箇所（第3章参照）を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、東葛飾土木事務所長及び河川等の管理者に連絡するものとする。

ただし、堤防等の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、8-7に定める決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

- ①堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- ②堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂又は欠け崩れ
- ⑤排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

### 8-3 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近隣地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法の説明は、資料第3章3-1のとおりである。

その際、水防団員は自身の安全を確保できる場所まで避難完了に要する時間等を考慮して、水防団員が自身の安全確保ができないと判断したときには、自身の避難を優先する。

### 8-4 緊急通行

#### (1) 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

#### (2) 損失補填

本市は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

### 8-5 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

### 8-6 避難のための立退き

- ①洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、野田警察署長にその旨を通知するものとする。
- ②水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を東葛飾土木事務所長に速やかに報告するものとする。
- ③水防管理者は、野田警察署長と協議の上、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め、一般に周知しておくものとする。

### 8-7 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

#### (1) 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者等は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。

(2) 決壊・漏水等の通報系統

決壊・漏水等の通報系統は、「令和5年度 利根川上流洪水対策計画書 5-10」及び「令和5年度 江戸川洪水対策計画書 3-14」参照。

(3) 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者等は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

## 8-8 水防配備の解除

(1) 水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、配備を解除したときは、東葛飾土木事務所を通じ水防本部に報告するものとする。

(2) 水防団の非常配備の解除

水防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解散後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

## 第 9 章 水防信号

法第 20 条に規定された水防信号は、次のとおりである。

第 1 信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの

第 2 信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの

第 3 信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの

第 4 信号 必要と認める区域内の居住者に避難のために立ち退くべきことを知らせるもの

※地震による堤防の漏水及び沈下等の場合は、上記に準じて取り扱う。

	警鐘信号	サイレン信号（余いん防止符）
第 1 信号	○休止 ○休止 ○休止	約 5 秒 15 秒 5 秒 15 秒 5 秒 15 秒 5 秒 15 秒 ○—休止—○—休止—○—休止—○—休止
第 2 信号	○—○—○ ○—○—○	約 5 秒 6 秒 5 秒 6 秒 5 秒 6 秒 5 秒 6 秒 ○—休止—○—休止—○—休止—○—休止
第 3 信号	○—○—○—○ ○—○—○—○	約 10 秒 5 秒 10 秒 5 秒 10 秒 5 秒 10 秒 5 秒 ○—休止—○—休止—○—休止—○—休止
第 4 信号	乱打	約 1 分 5 秒 1 分 ○—休止—○—

- 備考
- 1 信号は適宜の時間継続すること。
  - 2 必要であれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
  - 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

## 第 10 章 協力及び応援

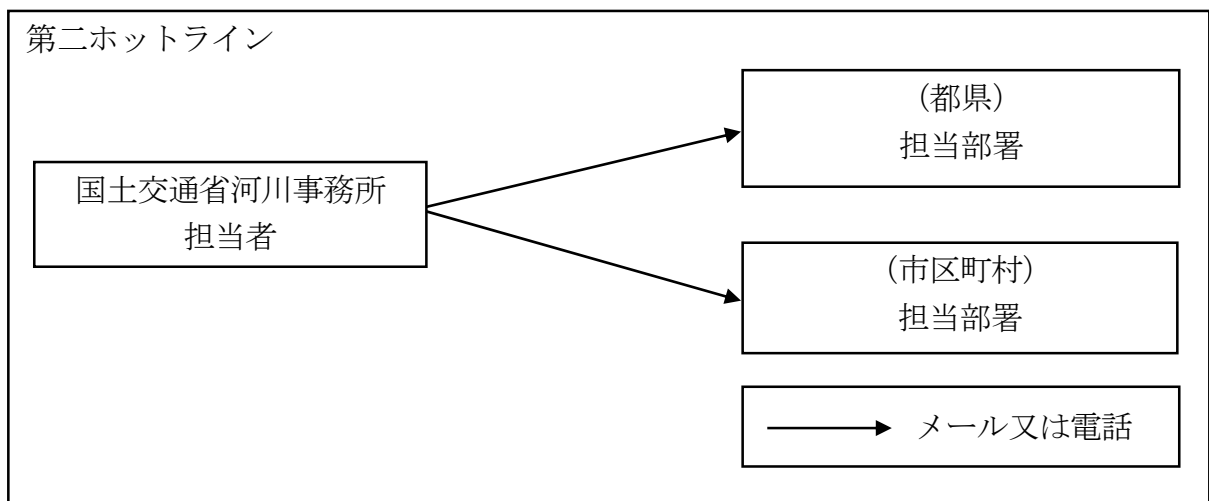
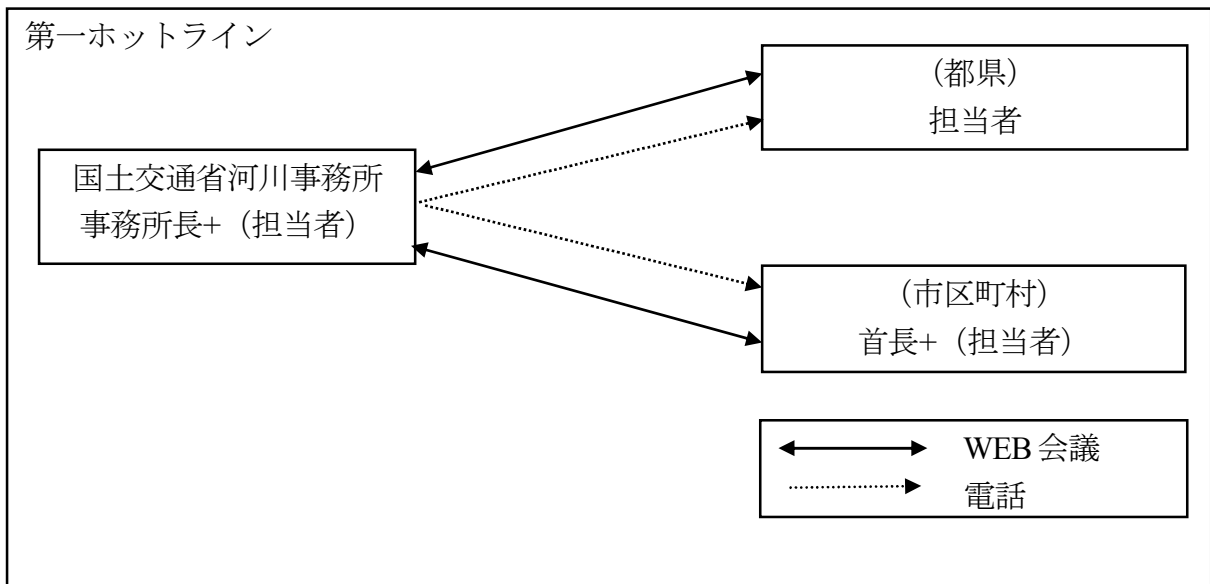
### 10-1 国（河川事務所）との連携

#### (1) 水防連絡会

市は、国土交通省利根川上流河川事務所及び江戸川河川事務所が開催する水防連絡会に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、水防警報、洪水予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川情報について情報収集を行う。

#### (2) ホットライン

市は、河川の水位状況や気象状況について、国土交通省利根川上流河川事務所及び江戸川河川事務所とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。ホットラインの連絡系統図は下図のとおりである。



## 10-2 企業（地元建設業等）との連携

市は、「地震・風水害・その他の災害応急処理工事及び被害調査に関する業務協定書」に基づき、災害が発生するおそれがある場合の防止並びに災害が発生した場合の応急措置に関わる工事の施工及びその被害調査に関して、野田建設業協同組組合及び県北建設業協同組合と協定を締結している。協定書は資料編に添付のとおりである。

## 10-3 警察官の援助要求

法第22条に基づき、水防管理者は、水防のため、水防区域への出入り禁止、盗難予防、避難立退きのための避難誘導および緊急輸送等必要があると認めるときは、野田警察署長に対して、警察官の出動を求めるものとする。

## 10-4 水防管理団体相互の応援及び相互協定

法第23条に基づき、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長、消防庁に対して応援を求めることができる。

詳細な内容は、地域防災計画 震災編 第3章 第4節 第2「県・市町村等への要請」、第3「消防の広域応援要請」に準拠する。

## 第 11 章 費用負担と公用負担

### 11-1 費用負担

本市の水防に要する費用は、法第41条により本市が負担するものとする。

ただし、本市の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事にあつせんを申請するものとする。

- (1) 法第23条の規定による応援のための費用
- (2) 法第42条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

### 11-2 公用負担

#### (1) 公用負担

法第28条第1項及び第2項に基づき、水防のための緊急の必要があるときは、水防理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ①必要な土地の一時使用
- ②土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③車両その他の運搬用機器の使用
- ④排水用機器の使用
- ⑤工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた民間事業者等は上記①から④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。

#### (2) 損失補償

法第28条第1項に基づき、本市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。



## 第 12 章 水防報告等

### 12-1 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

- ①天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- ②水防活動をした河川名とその箇所
- ③警戒出動及び解散命令の時刻
- ④水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- ⑤水防作業の状況
- ⑥堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- ⑦使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- ⑧法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- ⑨応援の状況
- ⑩居住者出勤の状況
- ⑪警察関係の援助の状況
- ⑫現場指導の官公署氏名
- ⑬立退きの状況及びそれを指示した理由
- ⑭水防関係者の死傷
- ⑮殊勲者及びその功績
- ⑯殊勲水防団とその功績
- ⑰今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

### 12-2 水防報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況を資料第4章4-1に示す様式により、水防活動実施後できる限り速やかに千葉県水防本部現地指導班（東葛飾土木事務所）に報告するものとする。

## 第 13 章 水防訓練

水防管理者及び消防機関の長は、毎年出水期前に、水防団の水防技術を向上するための訓練として、野田市水防演習を実施するものとする。

野田市水防演習は、利根川河川敷においては、木野崎地先の野田市スポーツ公園芝生広場、江戸川河川敷においては、野田市江戸川河川敷運動広場を会場とし、交互に開催することを原則とする。

また、各種研修へ水防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。